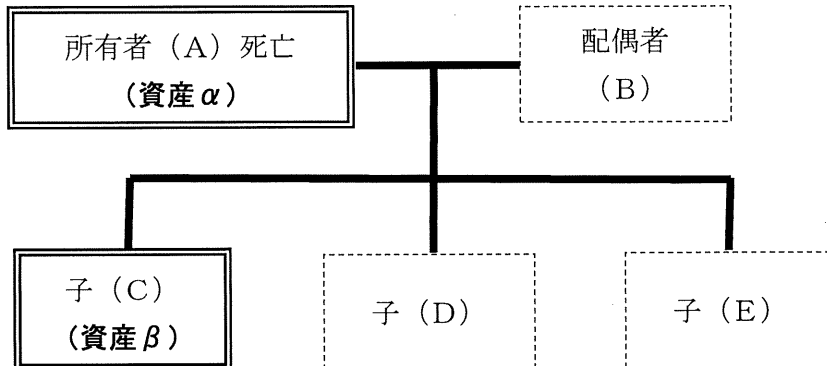


固定資産税・都市計画税の課税誤りについて（概要）

1 課税誤りの概要

① 例示



- ・所有者Aが死亡し、相続登記をしていないまま、子（C）は、市に所有者Aの「資産α」を「現に所有するもの」（※1）として相続人代表者の届出をしました。
- ・当該資産の相続人は（配偶者（B）、子（C）、子（D）、及び子（E））となり、相続登記をしない資産であるため、相続人全員の共有名義資産（※2）となります。

※1 固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者に対し課税されますが、所有者が死亡した場合で相続登記が完了していない場合は、1月1日時点でその資産を「現に所有しているもの」として相続人に対して課税することとなります。

※2 相続人の共有名義資産の固定資産税については全額、それぞれの持分に関係なく、所有者全員が連帯納税義務を負います。

② 本市のこれまでの取扱

配偶者（B）、子（C）、子（D）、及び子（E）の共有名義資産である「資産α」と子（C）の個人資産である「資産β」を合算して税額を計算する取扱をしていました。

※ 納税通知書は共有名義資産である「資産α」及び個人資産である「資産β」を合算した1通として作成し、子（C）に送付していました。

③ 適正な取扱

共有名義資産である「資産α」と子（C）の個人資産である「資産β」はそれぞれ、別個に税額を計算する必要がありました。

※ 納税通知書は共有名義資産である「資産α」分、個人資産である「資産β」分としてそれぞれ別個に作成する必要があります。送付先はどちらも子（C）になります。